

議第 37 号

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

企業立地促進及び企業支援を永続的に実施するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例（平成20年下呂市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (施行期日) 1 (略)	附 則 (施行期日) 1 (略) <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例は、令和7年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効日までに、この条例の規定により指定事業者の指定を受けたものは、その適用期間が終了するまでは、なお従前の例による。</u> (下呂市企業誘致に関する条例の廃止) 3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正
する条例要綱

1. 改正理由

企業立地促進及び企業支援を永続的に実施するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 失効日を定めていた経過措置を削ります。

(附則関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)